

## 【東日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

### 1. 事前設置の考え方

| 区分                  | 設置対象  | 主な対象施設                  | 設置台数の考え方   |
|---------------------|---|-------------------------|--|
| A. 避難所              | 原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所  | 小中学校<br>公民館等            | 施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定  |
| B. 都市部における帰宅困難者対策拠点 | 原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設 <sup>※1</sup> のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設 | 公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等 | 施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定<br>但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断 |

### 2. 事前設置台数(H24年度末)

4,250箇所、11,343台

### 3. 事前設置見込(H28年度末)<sup>※2</sup>

24,500箇所、50,000台

※1 現時点においては、首都圏直下型地震を想定し「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設又は東日本大震災時に多くの帰宅困難者の滞留実績があった施設が対象となる見込みです。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

## 【西日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

### 1. 事前設置の考え方

| 区分                  | 設置対象  | 主な対象施設             | 設置台数の考え方   |
|---------------------|---|--------------------|--|
| A. 避難所              | 原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所                                | 小中学校<br>公民館等       | 施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定  |
| B. 都市部における帰宅困難者対策拠点 | 原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設 | 公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等 | 施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定<br>但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断 |

### 2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

### 3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

## 別紙2

## 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方 ※敬称略とさせていただきます。

| 論点               | 事業者様のご意見  | NTT東西の考え方  |
|------------------|---|--|
| 設置の考えに賛成         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で異論はない(九州通信ネットワーク)</li> <li>・特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよい(T-Systemsジャパン)</li> <li>・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論はない(東北インテリジェント通信)</li> <li>・特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていることから適当(プラステル/ZIPTelecom)</li> <li>・特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、基本的には異論はない(NTTドコモ)</li> <li>・設置台数、設置見込みについて意見はない。設置場所について、第三回合同協議資料2-1の設置基準に賛同(NTT-ME)</li> <li>・第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西が設置される限りにおいては、設置の考え方については異議はない(KDDI)</li> </ul>  |  |
| 過度な設置とらないよう配慮すべき | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な設置台数とし、過度なコストとならぬようにすべき(NTTコミュニケーションズ)</li> <li>・コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数になるよう配慮すべき(NTT ぷらら)</li> <li>・近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分に配慮すべき(フュージョン・コミュニケーションズ)</li> <li>・設置の考え方等については特に異論はないが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分配慮すべき(CTC)</li> <li>・設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論はない。実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものとならないよう十分配慮すべき(K-OPT)</li> <li>・特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)</li> <li>・自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)</li> <li>・第3回合同協議で示された範囲を超えて設置する場合は、関係事業者とその費用負担の在り方について協議が必要(KDDI)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に事前設置を進めていきますが、設置台数が過度にならないよう配慮していく考えです。</li> <li>・なお、以下の考え方から著しく逸脱する設置要請等があった場合には、当社の設置の考え方について理解を求めるとともに、過度な設置台数とならないよう、自治体等との調整に努める考えです。</li> </ul> <p>(事前設置の考え方)</p> <p>施設収容人数100名あたり1台を基本とし、自治体(施設管理者等)と協議の上決定。</p> <p>但し、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断。</p> |
| 利用者が混乱しないよう配慮すべき | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部における帰宅困難者対策拠点への設置について、東日本ではコンビニエンスストアが設置対象となり、西日本では設置対象となっていない。東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべき(UCOM)</li> <li>・利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべき(プラステル/ZIPTelecom)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な設置基準については、NTT東日本とNTT西日本で統一した考え方を持っておりますが、設置の最終判断はあくまで設置場所の管理者に委ねられることから、結果的に設置状況に差が生じることはありうるものと考えております。なお、コンビニエンスストアに関して東西差が生じている理由は、現時点、帰宅困難者協議会等の構成企業等に差異があることによるものです。</li> <li>・平常時の広報については、各自治体様や施設管理者様に対して、広報誌等における周知を、可能な範囲で、お願いしていく考えです<sup>3</sup></li> </ul>   |

| 論点                              | 事業者様のご意見  | NTT東西の考え方  |
|---------------------------------|---|--|
| <p>設置台数やコストを開示すべき</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の区分別に内訳を提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出すべき(K-OPT)</li> <li>・設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストを提示すべき(東北インテリジェント通信)</li> <li>・H28年度末の設置見込数の算定の考え方を定量的に示すべき(KDDI)</li> <li>・設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供をしてほしい(NTTぷらら)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度末の事前設置台数、及び、現時点でのH28年度末の事前設置見込みにおける「A.避難所」と「B.都市部における帰宅困難者対策拠点」の内訳は以下のとおりです。<br/> 「A.避難所」<br/> 東日本 9,515台(H24年度末) 43,500台(H28年度末見込)<br/> 西日本 6,201台(H24年度末) 34,000台(H28年度末見込)<br/> 「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」<br/> 東日本 1,828台(H24年度末) 6,500台(H28年度末見込)<br/> 西日本 0台(H24年度末) 200台(H28年度末見込)</li> <li>・特設公衆電話のコストについては、「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」で1台当たりのコストは同じとみています。(1台あたりコスト:約1,700円/月、H23年度実績)</li> <li>・H28年度末の設置見込については、対象となる施設数に、現時点の設置要望を加味して算出したものであり、今後の国・自治体の防災計画等により変動するものと考えていますが、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。</li> </ul> |
| <p>事業者負担が公平かつ過度にならないよう配慮すべき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には、改めて議論をすべき(NTTドコモ)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述のとおり、過度な設置台数とならないよう配慮していく考えです。また、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。</li> </ul>   |
| <p>平常時は休止扱いとしコストを削減すべき</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできないか(フュージョン・コミュニケーションズ)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前設置型の特設公衆電話は、災害等発生時において、特設公衆電話を設置している施設の管理者等が電話機を取り付けるだけで、即座に利用可能とすることが求められていることから、休止回線扱いとすることは適当でないと考えます。なお、事後設置型の特設公衆電話については、ご指摘のような対応をさせて頂いているところです。 4</li> </ul>  |